

**保育人材確保の広報リーフレット等のデザイン企画・制作業務委託に係る
受託候補者選定募集要領**

1 委託業務について

- (1) 件名
保育人材確保の広報リーフレット等のデザイン企画・制作業務
- (2) 業務内容
仕様書のとおり
- (3) 納期
契約締結日から令和7年6月30日まで
- (4) 契約金額の上限
500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザル参加資格

以下のいずれかの要件を満たす者であること。

- (1) 京都市入札参加有資格者名簿に登録されている者（公募開始から選定結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。）
- (2) 次に掲げる要件を全て満たし、自己を証明する書類を提出する者
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 京都市の市民税、固定資産税の未納がないこと。
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 質問

- (1) 受付期間 令和7年4月14日(月)午前9時～同年5月7日(水)午後5時(必着)
- (2) 質問方法 「質問票」【別紙1】を下記フォームから提出
<https://forms.gle/op7sg9sCLZyJKKb9>
- (3) 回 答 令和7年5月12日(月)午後5時までに、本市ホームページ上で回答を公開

4 応募書類の提出

(1) 提出資料及び提出部数

提出資料	補足説明	部数
①参加申請書【別紙２】		1部
②会社概要（任意様式）	・パンフレット等でも可	5部
③リーフレットデザイン案	・仕様書に基づき作成したデザインを、1案につき表紙及び裏面はA4（縦）、中面は見開きでA3（横）サイズとなるよう両面カラー印刷し、二つ折りしたものを提出する。1者が複数案提出することも可とする。提案者が類推できる表現は入れないこと。	5部
④広告デザイン案	・仕様書に基づき作成したデザインを、1案につきA3（縦）サイズでカラー印刷したものを提出する。1者が複数案提出することも可とする。提案者が類推できる表現は入れないこと。	5部
⑤類似業務実績一覧【別紙３】		5部
⑥印鑑証明書又は印鑑登録証明書	・提出日前3か月以内に発行 ・写し不可	1部
⑦税務署が発行する法人税又は所得税、及び消費税・地方消費税の納税証明書	・写し可	1部
⑧最近2箇年分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書	・提出日前3か月以内に発行 ・写し可	1部
⑨水道料金及び下水道料金の納付証明書	・提出日前3か月以内に発行 ・写し可	1部
⑩見積書（任意様式）	・5部のうち1部は要押印（残り4部は写しで可）	5部

※ 京都市入札参加有資格者名簿に登録している者については、⑥～⑨の提出を省略することができる。

(2) 提出期限

令和7年4月14日(月)午前9時～同年5月19日(月)午後5時（郵送または持参により必着）

(3) 提出先

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室（担当：水谷、中西）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

TEL：075-708-2613 FAX：075-251-2950

メール：yohoshien2@city.kyoto.lg.jp

(4) 留意事項

- ア 提出資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出資料は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- ウ 提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- エ 提出資料は、受託候補者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- オ 提出資料は返却しない。
- カ 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- キ プロポーザルの結果、参加事業者の名称、各事業者の評価点は契約決定後本市のホームページで公開する。
- ク 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

5 受託候補者の選定等について

(1) 受託候補者の選定・通知

- ア 本委託業務に関するデザイン等の評価と見積価格の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し、総合評価の最も高い提案者を受託者とする。なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。ただし、プロポーザル参加事業者のいずれの採点結果も65点に満たない場合は、プロポーザルを再度実施する。
- イ 選定基準は【別紙4】のとおり。
- ウ 選定結果については、全ての応募事業者に対して文書で通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

(2) 契約締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点者を受託候補者とする。

(3) 留意事項

- ア 契約期間終了後においても、本契約に係る会計実地検査、監査等が行われる場合は、受託者は協力することとする。
- イ 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することはできない。また、業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に京都市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。さらに、その場合、当該再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、京都市に対して、当該再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負う。
- ウ 受託者が本委託業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負うこととする。

6 企画・制作について

- (1) 提出されたポスター等デザイン案を基に、京都市と十分調整のうえ、企画・制作を行うこと。
- (2) 京都市は、制作に必要な資料（制度に関する情報等）を受託者に提供すること。
- (3) 受託者は、京都市の確認を受けた後、デザインを完成させること。
- (4) 制作したデザインに含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者が行うこと。
- (5) 受託者は京都市に対し、本件成果物が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 本委託業務を通じて発生する成果物等の第三者への提供や内容の転載については、京都市の承諾を必要とする。
- (7) 受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと。
- (8) 今後の使用に際して使用料等が発生する場合、その全てを委託金額に含めること。
- (9) 保育人材確保の広報を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的又は物理的制限がないものとする。
- (10) 受託者は本仕様書に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、京都市と協議のうえ実施すること。

7 スケジュール

日 時	内 容
令和7年5月 7日	質問締切
5月12日	質問に対する回答公開
5月19日	応募書類の提出締切
5月下旬	受託候補者決定、委託契約締結
6月30日	データの納品